

特定疾患療養管理料から 生活習慣病管理Ⅱにかわります

2024年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、
個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため

「特定疾患療養管理料」から
「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。
該当の患者さんなど、詳細は下記の通りです。



対象

『糖尿病』 『高血圧』 『脂質異常症』
が主病で通院の患者様
*在宅自己注射指導管理料を算定している方を除く



開始
時期

2024年6月1日より



療養
計画書

療養計画書の発行
1～4か月に1回

定期受診



療養計画書の説明



同意書にサイン

生活習慣病管理料(Ⅱ)(月1回に限る)

333点

窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

三森循環器科呼吸器科・呼吸器科病院